

学習の評価に関する規則

(趣意)

この規則は、学則第5章第22条・23条・24条の規定に基づき、学習の評価に関し必要な事項を定める。

1 学科試験について

(学科試験)

学科単元試験は、次の各単元学科終了ごとに行なう。

- 1) 科目終了時又は単元終了時
- 2) その他学校長が必要と認めたとき。

(受験資格)

各学科目及び単元の受験資格は、当該学科単元の授業時間数の3分の2以上出席した者とする。

(単位の授与)

担当教員は、試験の結果及び受講状況等をもとに総合的に成績を評価し、合格した者には、当該科目の所定の単位を与える。

(成績評価の基準)

成績評価の基準は、次のとおりとする。

評定	評価	合 否
A	80点～100点	合 格
B	70点～79点	合 格
C	60点～69点	合 格
D	60点未満	不合格

(試験の受け方)

1) 受験前

- (1) 試験スケジュールを確認して臨む。
- (2) 学生は出席番号順に着席する。
- (3) 机上には、筆記用具のみ置く。

2) 試験時間中

- (1) 試験場で監督者の指示に従う。
- (2) 原則として遅刻・欠席は認めない。但し、遅刻の連絡があった場合は、試験開始より3分の1以内であれば試験をうけることができる。
- (3) 試験中に気分不快やトイレのため退室した場合、最入室できない。
- (4) 回答用紙に学籍番号、氏名の記載がない場合は評価しない。
- (5) 不正行為があった場合は、評価を受ける資格を失う。また、再試験を受けることができない。さらに、退学を含む懲戒の対象となる。

(6) 評価にかかわるレポートは指定日時までに指定場所に提出する。郵送の場合は看護学校の担当講師に必着とする。

(7) 試験をやむを得ない理由で欠席する場合は、事前に担任に連絡する。

* 学則23条を参照

3) 試験終了後

(1) 試験結果発表後、不合格者は所定の手続きをする。

(追試験)

1) 追試験とは学校感染症、忌引(1親等の血族に限る)、その他やむを得ない事由により本試験を受験出来なかった場合、所定の期日に試験を受けることをいう。

(1) 追試験を希望する者は、登校日に診断書等(欠席理由の書かれた書面)を添付し追試験願を提出する。

(2) 欠席理由が追試験受験に該当する場合、学校長の許可を得た者に受験資格を与える。

(3) 追試験の評価は、得点の80%とする。

(再試験)

1) 再試験とは、科目試験の結果が合格しない場合、本人の申請により再度試験を受けることができることをいう。

(1) 科目試験・追試験の結果、合格に満たない者には再試験を行う。ただし、再試験は指定された日以外は実施しないので、受験しなかった者は放棄したものとみなす。

(2) 受験者は再試験願と受験料を所定の期日までに事務窓口へ提出する。

(3) 再試験は、1回限りとする。

(4) 再試験の評価は、合格C, 不合格Dとする。

(5) 受験料は1科目2,000円とする。

(6) 再試験の際は、受験料領収書を机の上に提示する。

2 実習評価について

(実習の評価)

1) 実習の評価は、各実習単位毎に次の基準により行う。

評定	評価	合 否
A	80点以上	合 格
B	70点以上、80点未満	
C	60点以上、70点未満	
D	60点未満	不 合格

2) 各実習単位毎に、所定の実習時間の3分の2に満たない者は、評価を受けることができない。

(追実習)

1) 追実習とは、学校感染症、忌引(1親等の血族に限る)、その他やむを得ない理由により本実習を履修できなかった場合、所定の期日に実習を履修することをいう。

- (1) 追実習を希望する者は、所定の期日までに診断書等(欠席理由の書かれた書面)を添付し追実習願を事務窓口へ提出する。
- (2) 費用は1日1,000円とする。
- (3) 追実習を履修する者が指定の期日内に手続きをしなければ、それらを放棄したものとみなす。
- (4) 欠席理由が追実習に該当する場合、学校長の許可を得た者に履修資格を与える。
- (5) 追実習の評価はC(60点)またはDとする。
- (6) 各学年の追実習期間は春季休業中(3年の場合は卒業試験終了後)とする。

(再実習)

- 1) 再実習とは、実習の評価が受けられなかった者及び実績成績が不合格となった者に、再実習を認める
- (1) 再実習を受けようとする者は、所定の期日までに再実習願及び所定の実習費用を添えて事務窓口へ提出する。
- (2) 費用は1日1,000円とする。
- (3) 再実習を履修する者が指定の期日内に手続きをしなければ、それらを放棄したものとみなす。
- (4) 再実習の評価はC(60点)またはDとする。
- (5) 各学年における再実習は2科目及び2単位以内に限る。
- (6) 各学年の再実習期間は春季休業中(3年の場合は卒業試験終了後)とする。

(実習の出欠に伴う項目)

1) 実習に出られる要件

(1) 心身ともに健康であること

- ・ 病気・怪我で入院または安静、隔離が必要でないこと
- ・ 妊娠していないこと
- ・ 持病の治療のコントロールがなされ症状がないこと
- ・ 学内での病気欠席が少ないこと。連続して休んでいないこと

(2) 事前の学習上(知識・技術・態度)の到達ができていること

① 実習の段階

- ・ 実習の前段階がクリアしていること

② 履修科目

- ・ 実習に必要な科目の単位を修得していること
- ・ 必要な事前学習の準備ができていること

③ 技術

- ・ 必要な看護技術が未熟でないこと

④ 態度

- ・ 学則第7章(懲戒)第30条に相当する場合がないこと
- ・ 個人情報保護法に基づいた実習に関わる守秘義務を果たせる場合
- ・ 学生としての報告・連絡・相談を実施できること
- ・ 風紀、倫理上に問題が無いこと(例えば 入れ墨など)

2) 実習停止および中断の要件

- ・ 上記要件が発現した場合

3 卒業認定に関する取扱いについて

この規則は、学則第5章・第25条に基づき、履修に関して必要な事項を定める。

(趣意)

看護師として必要な知識について試験を行い、学習の最終評価をする。

1) 試験科目

保助看施行規則第22条に掲げる科目とする。

但し、科目単元ごとに行う場合もある。

2) 原則として1科目又は1単元を100点満点とし、総合計得点の平均点が65点以上を以って、卒業試験の及第点とする。

3) 卒業認定の評価

(1) 学校長は、教育課程(第8条)に定める全課程について、学業成績及び出席状況等を評定のうえ、運営会議を経て卒業の認定を行なう。

① 学校長は、前項の規定により卒業の認定をした者に対して、卒業証書、称号授与書(様式第5号)を授与する。

(2) 学習の評価に関する規則(卒業)

学校長は、履修すべき学科目及び出席状況を総合判断し、卒業を認定する。

① 卒業できなかった者は、その学年に留まることができる。

(3) 内容

① 学科成績評価・・・学則による

② 実習評価・・・学則による

③ 卒業試験の総合得点の平均点が65点以上

④ 出席日数が出席すべき日数の3分の2以上であること

⑤ 学科及び単元の出席時間数が、規定時間数の3分の2以上であること

⑥ 臨地実習の出席時間は、規定の時間数を厳守する

⑦ 欠席時間数及び欠席日数は、補習を行なう

4 未修得単位の取扱いについて

(趣意)

学則第23条において、単位を認定されなかった者が、再度、単位を認定する事項を定める。

1) 講義または臨地実習を受ける対象学生

単位未修得の学生で勉学に対する熱意があり、未修得単位の取得願を学校長に届出した者

2) 講義の受け方

(1) 月毎の受講時間割を自分で作成し、前月の末日までに提出する。

(他学年を受講する場合は、学年別の時間割を提出)

(2) 受講時間割は当該学年の担任に提出する。

(3) 臨地実習を受ける場合は、実習調整者と相談の上、オリエンテーション及び実習反省会に出席する。

(4) 各自、単位修得者出席簿に出席状況を記入し、最終日、当該学年の担任に提出する。

3) 評価について

(1) 受けた科目について、C以上の評価であれば単位の修得ができる。

(2) 臨地実習の評価がC以上であれば単位の修得ができる。

4) 授業料等について

科目名・時間数に関わらず、1単位あたり50,000円を徴収する。但し各期の上限は300,000円とする。この対象期間外は在籍管理費として、1月あたり5,000円を徴収する。

5 原級にとどめておくことについて

1) 進級の認定が得られない場合、当該学年に在籍することができる。

附則

この規則は、平成9年4月1日 から施行する。

この規則は、平成21年4月1日 から施行する。

この規則は、平成22年4月1日 から施行する。

この規則は、平成30年6月1日 から施行する。